

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案	新旧対照条文	目次
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）	（第一条関係）	1
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	（第二条関係）	

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第九条関係）			
一〇六（略）	（略）	一〇六（略）	（略）
六の二 海難審判所長	海難審判法（昭和二十二年法律第三百三十五号）による海事補佐人の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	（新設）	（略）
七〇十四（略）	（略）	七〇十四（略）	（略）
十四の二 日本公認会計士協会	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）による公認会計士、外国公認会計士又は特定社員の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	（新設）	（略）
十四の三（略）	（略）	十四の二（略）	（略）
十四の四 都道府県知事	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）による危険物取扱者免状又は消防設備士免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	（新設）	（略）
十五〇十九（略）	（略）	十五〇十九（略）	（略）
十九の二 厚生労働大臣	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による認定（同法第五条の二第一項）	十九の二 厚生労働大臣	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による認定（同法第五条の二第一項）

十九の三 (略)	の認定をいう。)又は許可(同法第六 条の六第一項の許可をいう。)に關す る事務であつて主務省令で定めるもの
十九の四 都道府県 教育委員会又は構 造改革特別区域法 (平成十四年法律 第百八十九号)第 十九条第一項の規 定による認定を受 けた市町村の教育 委員会	教育職員免許法(昭和二十四年法律第 百四十七号)(構造改革特別区域法に より読み替えて適用する場合を含む。)による教育職員の免許に關する事務 であつて主務省令で定めるもの
十九の五 農林水産 大臣	獣医師法(昭和二十四年法律第百八十 六号)による獣医師の免許に關する事 務であつて主務省令で定めるもの
十九の六 国土交通 大臣	海上運送法(昭和二十四年法律第百八 十七号)による安全統括管理者資格者 証又は運航管理者資格者証の交付に關 する事務であつて主務省令で定めるもの
十九の七十九の九 (略)	(略)
二十〇二十二 (略)	(略)

十九の三 (略)	の認定をいう。)に關する事務であつ て主務省令で定めるもの
十九の四 都道府県 教育委員会	教育職員免許法(昭和二十四年法律第 百四十七号)による教育職員の免許に 關する事務であつて主務省令で定める もの
(新設)	(略)
(新設)	(略)
十九の五十九の七 (略)	(略)
二十〇二十二 (略)	(略)

<p>二十二の二 総務大臣</p>	<p>電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）による無線従事者の免許又は船舶局無線従事者証明書の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十三（略） 二十三の二 経済産業大臣</p>	<p>（略） 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）による甲種火薬類製造保安責任者免状又は乙種火薬類製造保安責任者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十三の三 都道府県知事</p>	<p>火薬類取締法による丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十三の四 日本司法書士会連合会</p>	<p>司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）による司法書士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの</p>
<p>二十三の五、二十三の九（略） 二十四・二十五（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>二十五の二 日本土地家屋調査士会連合会</p>	<p>土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）による土地家屋調査士の登録に関する事務であつて主務省</p>

<p>（新設）</p>	
<p>二十三（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	
<p>二十三の二、二十三の六（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>二十四・二十五（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	

							二十五の三・二十五の四 (略)	令で定めるもの
							二十六〇二十七 (略)	
							二十七の二 経済産業大臣又は都道府県知事	高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)による高压ガス製造保安責任者免状又は高压ガス販売主任者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
							二十八〇三十一 (略)	
							三十一の二 外務大臣	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)による旅券又は渡航書の発給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
							三十一の三 (略)	
							三十一の四 出入国在留管理庁長官	出入国管理及び難民認定法による外国人の出入国又は在留の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
							三十二 (略)	
							三十二の二 国土交通大臣	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)による宅地建物取引業の免許に関する事務であつて主務省令

							二十五の二・二十五の三 (略)	(略)
							二十六〇二十七 (略)	(略)
							(新設)	
							二十八〇三十一 (略)	(略)
							(新設)	
							三十一の二 (略)	(略)
							(新設)	
							三十二 (略)	(略)
							(新設)	

三十二の三 都道府 県知事	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十二の四 国土交 通大臣	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による耐空検査員の認定、航空従事者技能証明書の交付、操縦技能審査員の認定、運航管理者技能検定の実施又は無人航空機操縦者技能証明書の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十三 （略） 三十三の二 国税庁 長官	（略） 酒税法（昭和二十八年法律第六号）による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十四～三十六 （略） 三十六の二 経済産 業大臣	（略） ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス主任技術者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの

（新設）	
（新設）	
三十三 （略） （新設）	（略）
三十四～三十六 （略） （新設）	（略）

三十七～三十九の二 (略)	三十九の三 原子力 規制委員会	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の 規制に関する法律(昭和三十二年法律 第六十六号)による核燃料取扱主任 者免状又は原子炉主任技術者免状の交 付に関する事務であつて主務省令で定 めるもの
三十九の四 原子力 規制委員会	放射性同位元素等の規制に関する法律 (昭和三十二年法律第六十七号)に よる放射線取扱主任者免状の交付に関 する事務であつて主務省令で定めるも の	
三十九の五 (略)	(略)	
四十～五十三 (略)	電気工事士法(昭和三十五年法律第百 三十九号)による電気工事士免状の交 付に関する事務であつて主務省令で定 めるもの	
五十三の二 都道府 県知事	電気工事士法による特種電気工事資格 者認定証又は認定電気工事従事者認定 証の交付に関する事務であつて主務省 令で定めるもの	
五十三の三 経済産 業大臣		
五十三の四 (略)	(略)	

三十七～三十九の二 (略)	(新設)	(略)
(新設)	(略)	
三十九の三 (略)	(略)	
四十～五十三 (略)	(新設)	(略)
(新設)		
五十三の二 (略)	(略)	

七十六の三 (略)	七十六の二 都道府 県知事	七十六 (略)	六十八〜七十五 (略)	七十五の二 財務大 臣	六十七の二 経済産 業大臣	六十二〜六十七 (略)	六十一の二 経済産 業大臣	五十四〜六十一 (略)
(略)	て主務省令で定めるもの	(略)	(略)	通関業法（昭和四十二年法律第二百二十号）による確認（同法第三十一条第一項の確認をいう。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの	電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による主任技術者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）による中小企業の経営診断の業務に従事する者の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)

七十六の二 (略)	(新設)	七十六 (略)	六十八〜七十五 (略)	(新設)	(新設)	六十二〜六十七 (略)	(新設)	五十四〜六十一 (略)
(略)		(略)	(略)			(略)		(略)

八十五の三 総務大臣	八十五の二 文部科学大臣	八十二の二～八十五 (略)	八十二 農水産業協同組合貯金保険機構	八十～八十一の二 (略)	七十九 預金保険機構	七十七～七十八の三 (略)
電気通信事業法による電気通信主任技術者資格者証又は工事担任者資格者証	技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による技術士又は技術士補の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）による保険金の支払、貯金等に係る債権の額の把握又は貯金等債権（同法第七十条第一項に規定する貯金等債権をいう。）の買取りに関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）による保険金の支払、預金等に係る債権の額の把握又は預金等債権（同法第七十条第一項に規定する預金等債権をいう。）の買取りに関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)

(新設)	(新設)	八十二の二～八十五 (略)	八十二 農水産業協同組合貯金保険機構	八十～八十一の二 (略)	七十九 預金保険機構	七十七～七十八の三 (略)
		(略)	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）による預金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)

八十六〇九十一の二 (略)	の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十一の三 経済産業大臣	計量法(平成四年法律第五十一号)による計量士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十二〇九十九(略) 九十九の二 預金保険機構	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)による更生手続に属する行為(同法第三百九十五条本文に規定する行為をいう。)、再生手続に属する行為(同法第四百六十六条本文に規定する行為をいう。)、又は破産手続に属する行為(同法第五百七条本文に規定する行為をいう。)の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
百〇百五(略) 百五の二 弁理士法 (平成十二年法律第四十九号)第十 一条第二号に規定 する審議会	弁理士法による弁理士試験の執行に関する事務であつて主務省令で定めるもの

八十六〇九十一の二 (略)	(略)
(新設)	
九十二〇九十九(略) (新設)	(略)
百〇百五(略) (新設)	(略)

百十五の二 市町村	百十五 (略)	百十四の二 日本公認会計士協会	百六〇百十四 (略)	百五の四 国土交通大臣	百五の三 農水産業協同組合貯金保険機構
武力攻撃事態等における国民の保護の	(略)	公務員法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の公務員法による会計士補の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	(略)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四百十九号)によるマンション管理士、マンション管理業者又は管理業務主任者の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)による再生手続に属する行為(同法第十九条本文に規定する行為をいう。)又は破産手続に属する行為(同法第四十条本文に規定する行為をいう。)の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

(新設) 百十五 (略)	(略)	(新設)	百六〇百十四 (略)	百五の二 国土交通大臣	(新設)
(略)	(略)		(略)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四百十九号)によるマンション管理士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	

長	百十五の三 都道府 県知事	百十五の四 総務大 臣又は地方公共団 体の長	百十五の五 地方公 共団体の長	百十六〜百三十三 (略)	百三十三の二 農林
ための措置に関する法律（平成十六年 法律第百十二号）による避難住民の誘 導に関する事務であつて主務省令で定 めるもの	武力攻撃事態等における国民の保護の ための措置に関する法律による避難住 民及び武力攻撃災害若しくは緊急対処 事態における災害による被災者の救援 の実施又は医療関係者に対する実費の 弁償に関する事務であつて主務省令で 定めるもの	武力攻撃事態等における国民の保護の ための措置に関する法律による安否情 報の収集又は提供に関する事務であつ て主務省令で定めるもの	武力攻撃事態等における国民の保護の ための措置に関する法律による損害の 補償（同法第百六十条第一項又は第二 項（これらの規定を同法第百八十三条 において準用する場合を含む。）の規 定による補償をいう。）に関する事務 であつて主務省令で定めるもの	(略)	愛玩動物看護師法（令和元年法律第五

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	百十六〜百三十三 (略)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>百三十四く百三十六 (略)</p>	<p>交通大臣 国土</p>	<p>水産大臣又は環境大臣</p>
<p>(略)</p>	<p>賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）による賃貸住宅管理業者の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>	<p>十号）による愛玩動物看護師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの</p>
<p>百三十四く百三十六 (略)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>(略)</p>		

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係）</p>	<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係）</p>	<p>提供を受ける国の機関又は法人</p> <p>一〇十二の二（略）</p>	<p>提供を受ける国の機関又は法人</p> <p>一〇十二の二（略）</p>
<p>十三 預金保険機構</p>	<p>十三 預金保険機構</p>	<p>預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）による同法第五十三條第一項の保険金の支払、同法第四項の仮払金の支払、同法第五十五條の二第一項の預金等に係る債権の額の把握又は同法第七十條第一項の預金等債権の買取りに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）による同法第五十五條の二第一項の預金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>十三の二 預金保険機構</p>	<p>（新設）</p>	<p>金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）による同法第三百九十五條の更生手続に属する行為の実施、同法第四百六十六</p>	

<p>十三の三・十三の四 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>十四 農水産業協同 組合貯金保険機構</p>	<p>農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）による同法第五十五条第一項の保険金の支払、同条第三項の仮払金の支払、同法第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握又は同法第七十条第一項の貯金等債権の買取りに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>十四の二 農水産業 協同組合貯金保険 機構</p>	<p>農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）による同法第十九条の再生手続に属する行為の実施又は同法第四十条の破産手続に属する行為の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>十四の三 日本公認 会計士協会</p>	<p>公認会計士法（昭和二十三年法律第一百三号）による同法第十六条の二第一項の外国公認会計士（同条第五項に規定する外国公認会計士をいう。）の登録、同条第五項の登録の抹消、同法第十</p>
<p>十三の二・十三の三 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>十四 農水産業協同 組合貯金保険機構</p>	<p>農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）による同法第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>(新設)</p>		<p>(新設)</p>	

<p>十五 金融庁又は財務省</p>	<p>七条の公認会計士の登録、同法第二十条（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）の変更の登録、同法第二十一条第一項若しくは第二項（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）の登録の抹消、同法第三十四条の十の八の登録、同法第三十四条の十の十三の変更の登録若しくは同法第三十四条の十の十四第一項若しくは第二項の登録の抹消又は公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二条の規定による改正前の公認会計士法第十七条の登録、同法第二十条の変更の登録若しくは同法第二十一条第一項の登録の抹消に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>十五 金融庁又は財務省</p>	<p>公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）による同法第三十四条の九の二若しくは第三十四条の十第二項の届出又は同法第三十四条の二十四若しくは第三十四条の二十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

十五の二～二十九 (略)	(略)	二十九の二 消防庁	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)による同法第九十五条第一項(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)の安否情報の回答に関する事務であつて総務省令で定めるもの	三十～三十九 (略)	(略)	三十九の二 日本司法書士会連合会	司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)による同法第八条第一項の司法書士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	三十九の三 日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)による同法第八条第一項の土地家屋調査士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	四十 法務省	出入国管理及び難民認定法による同法第七条の二第一項の交付、同法第十一条第一項の異議の申出、同法第十二条第一項、第二十条第三項(同法第二十二
-----------------	-----	-----------	--	------------	-----	------------------	--	---------------------	---	--------	---

十五の二～二十九 (略)	(略)	(新設)	の	三十～三十九 (略)	(略)	(新設)		三十九の二 (略)	(略)	四十 法務省	出入国管理及び難民認定法による同法第七条の二第一項の交付、同法第二十条第三項(同法第二十二條の三において準用す
-----------------	-----	------	---	------------	-----	------	--	-----------	-----	--------	---

	<p>四十の二 出入国在留管理庁</p>
<p>二条の二第三項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。） 、第二十一条第三項若しくは第二十二条第二項（同法第二十二条の二第四項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。））の許可又は同法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>出入国管理及び難民認定法による同法第九条第一項の上陸許可の証印、同法第四項の記録、同法第十条第八項若しくは第十一条第四項の上陸許可の証印、同法第十九条第二項の許可、同法第十九条の六の在留カードの交付、同法第十九条の七第一項、第十九条の八第一項若しくは第十九条の九第一項の届出、同法第十九条の十第二項（同法第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）の在留カードの交付、同法第十九条の十五の在留カードの返納、同法第十九条の十五の二第六項の特定在留カードの交付、</p>
	<p>四十の二 出入国在留管理庁</p>
<p>る場合を含む。）において準用する場合を含む。） 、第二十一条第三項若しくは第二十二条第二項（同法第二十二条の二第四項（同法第二十二条の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の許可又は同法第二十二条の四第一項の在留資格の取消しに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>出入国管理及び難民認定法による同法第十九条の二十三第一項の登録、同法第二項の更新又は同法第十九条の二十七第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

<p>四十の三 出入国在留管理庁</p>	<p>同法第十九条の十五の四第二項の特定在留カードの返納、同条第三項の在留カードの交付、同法第十九条の十六から第十九条の二十三第一項の登録、同条第二項の更新、同法第十九条の二十七第一項の届出、同法第二十条第四項第一号（同法第二十一条第四項、第二十二條の二第三項（同法第二十二條の三において準用する場合を含む。）及び第六十一条の二の五第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二十二條第三項（同法第二十二條の二第四項（同法第二十二條の三において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の在留カードの交付、同法第二十五条第一項の確認又は同法第五十条第七項若しくは第六十一条の二の二第二項第一号の在留カードの交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による同法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可、同法第七条</p>
<p>四十の三 出入国在留管理庁</p>	<p>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による同法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可又は同法第七</p>

<p>四十の四・四十の五 (略)</p>	<p>(略)</p>		<p>の特別永住者証明書の交付、同法第十条第一項若しくは第二項の届出、同法第十一条第二項(同法第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。)の特別永住者証明書の交付、同法第十六条の特別永住者証明書の返納、同法第十六条の二第七項の特定特別永住者証明書の交付、同法第十六条の三第二項の特定特別永住者証明書の返納又は同法第三項の特別永住者証明書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>四十一 外務省</p>	<p>旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)による同法第三条第一項の申請、同法第四条第一項の請求、同法第五条第一項、第三項若しくは第四項若しくは第五条の二の発行、同法第九条第三項の渡航先の追加、同法第十条第三項ただし書の渡航先の訂正、同法第十六条若しくは第十七条第一項の届出、同法第十八条第一項の失効、同法第十九条第一項の命令又は同法第十九条の</p>		
<p>四十の四・四十の五 (略)</p>	<p>(略)</p>		<p>条第一項の特別永住者証明書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>四十一 外務省</p>	<p>旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の渡航先の追加又は同法第十六条若しくは第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>		

										三第一項の申請に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	四十一の二～四十五の二 (略)	(略)								
	四十五の三 財務省	通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)による同法第三十一条第一項の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの								
	四十六～五十七 (略)	(略)								
	五十七の二 厚生労働省	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)による同法第五条の二第一項の認定又は同法第六条の六第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの								
	五十七の三～八十一 (略)	(略)								
	八十一の二 農林水産省	獣医師法(昭和二十四年法律第八十六号)による同法第三条の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの								
	八十一の三 農林水産省、環境省又は愛玩動物看護師法(令和元年法律第五十号)第十二条	愛玩動物看護師法による同法第三条の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの								

	四十一の二～四十五の二 (略)	(略)								
	(新設)									
	四十六～五十七 (略)	(略)								
	五十七の二 厚生労働省	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)による同法第五条の二第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの								
	五十七の三～八十一 (略)	(略)								
	(新設)									
	(新設)									

<p>第一項に規定する 指定登録機関</p>	<p>八十一の四 (略)</p>	<p>八十二・八十三 (略)</p>	<p>八十四 経済産業省</p>	<p>八十五～九十 (略)</p>	<p>九十一 経済産業省</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>計量法（平成四年法律第五十一号）による同法第四十条第一項若しくは第四十六條第一項の届出、同法第四十二條第一項（同法第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の届出、同法第六十二條第一項（同法第三百三十三條において準用する場合を含む。）の届出、同法第二百二十二條第一項の計量士の登録又は同法第二百二十五條の計量士国家試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）による同法第三十一條第三項の試験の実施若しくは火薬類製造保安責任者免状の交付、同法第五項の命令又は同法第七項において準用する同法第十七條第七項の書換え若しくは同法第八項の再交付に関する事務（経済</p>

<p>八十一の二 (略)</p>	<p>八十二・八十三 (略)</p>	<p>八十四 経済産業省</p>	<p>八十五～九十 (略)</p>	<p>九十一 経済産業省</p>
	<p>(略)</p>	<p>計量法（平成四年法律第五十一号）による同法第四十条第一項若しくは第四十六條第一項の届出、同法第四十二條第一項（同法第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第六十二條第一項（同法第三百三十三條において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）による同法第三十一條第三項の試験（経済産業大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

<p>九十二の三 高圧ガス保安協会又は高圧ガス保安法第三十一条の二第一項に規定する指定試験機関</p>	<p>九十二の二 経済産業省</p>	<p>九十二 火薬類取締法第三十一条の三第一項に規定する指定試験機関</p>	<p>産業大臣が行うものに限る。）であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>高圧ガス保安法による同法第三十一条第二項の製造保安責任者試験又は販売主任者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）による同法第二十九条第三項の製造保安責任者免状若しくは販売主任者免状の交付、同法第三十条の命令又は同法第三十一条第二項の製造保安責任者試験若しくは販売主任者試験の実施に関する事務（経済産業大臣が行うものに限る。）であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>高圧ガス保安法による同法第三十一条第三項の試験の実施若しくは火薬類製造保安責任者免状若しくは火薬類取扱保安責任者免状の交付又は同法第七項において準用する同法第十七条第七項の書換え若しくは同法第八項の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験の実施若しくは火薬類製造保安責任者免状若しくは火薬類取扱保安責任者免状の交付又は同法第七項において準用する同法第十七条第七項の書換え若しくは同法第八項の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>九十二 火薬類取締法第三十一条の三第一項に規定する指定試験機関</p>	<p>火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>

<p>九十三 高压ガス保安協会</p>	<p>高压ガス保安法第五十九条の二十八第一項第四号の四に規定する同法第二十九条の二第一項の免状交付事務又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十八条の四の二第一項の免状交付事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>九十三の二 経済産業省又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第一百二十二条第一項に規定する指定試験機関</p>	<p>ガス事業法による同法第二十六条第三項のガス主任技術者免状の交付又は同法第二十九条第二項のガス主任技術者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>九十三の三 経済産業省</p>	<p>ガス事業法による同法第二十六条第三項第二号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>九十四 （略）</p>	<p>（略）</p>
<p>九十四の二 経済産業省</p>	<p>電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）による同法第四十四条第二項の主任技術者免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>九十四の三 高压ガス保安協会又は液化石油ガス保安協会又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十</p>	<p>（新設）</p>

<p>九十三 高压ガス保安協会</p>	<p>高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十九条の二十八第一項第四号の四に規定する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十八条の四の二第一項の免状交付事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>
<p>九十四 （略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（略）</p>

<p>石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の六第一項に規定する指定試験機関</p>	<p>九十五 (略)</p> <p>九十五の二 特許庁</p>	<p>九十五の三 中小企業庁</p>	<p>九十六〜百十四 (略)</p> <p>百十四の二 国土交通省</p>	<p>八条の五第二項の液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p> <p>弁理士法（平成十二年法律第四十九号）による同法第十二条第一項の弁理士試験の執行に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p> <p>中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）による同法第十一条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p> <p>海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による同法第三十二条の第三項の安全統括管理者資格者証（同法第三十二条の四に規定する安全統括管理者資格者証をいう。）又は同法第三十二条の七第一項の運航管理者資格者証（同法第三十二条の八に規定する運航管理者資格者証をいう。）の交付に</p>
--	---------------------------------	--------------------	---------------------------------------	---	---	--	---

<p>九十五 (略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>九十六〜百十四 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p>			
----------------	-------------	-------------	--------------------------------	------------	--	--	--

	百十四の三 (略)	百十五く百十七の四 (略)	百十八 国土交通省		百十八の三 国土交 (略)
関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	(略)	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による同法第五条の新規登録、同法第七条の変更登録、同法第七条の二の移転登録、同法第八条第一項の抹消登録、同法第十条の二第一項の認定、同法第二十二條の航空従事者技能証明、同法第三十一条第一項の航空身体検査証明、同法第三十五条第一項第一号の許可、同法第七十一条の三第一項の認定、同法第七十八条第一項の運航管理者技能検定、同法第三百二十二條の四第一項の登録、同法第三百二十二條の六第一項の登録の更新、同法第三百二十二條の八第一項の届出、同法第三百二十二條の十一第一項の登録の抹消又は同法第三百二十二條の四十の無人航空機操縦者技能証明に関する事務であつて総務省令で定めるもの	海難審判法（昭和二十二年法律第三百三 (略)	

	百十四の二 (略)	百十五く百十七の四 (略)	百十八 国土交通省		百十八の三 国土交 (略)
	(略)	(略)	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による同法第五条の新規登録、同法第七条の変更登録、同法第七条の二の移転登録、同法第八条第一項の抹消登録、同法第二十二條の航空従事者技能証明、同法第三十一条第一項の航空身体検査証明、同法第三十五条第一項第一号の許可、同法第三百二十二條の四第一項の登録、同法第三百二十二條の六第一項の登録の更新、同法第三百二十二條の八第一項の届出又は同法第三百二十二條の十一第一項の登録の抹消に関する事務であつて総務省令で定めるもの	海難審判法（昭和二十二年法律第三百三 (略)	

<p>百二十一 原子力規制委員会</p>	<p>百十九〜百二十（略） 百二十の二 原子力規制委員会</p>	<p>通省</p>	<p>十五号）による同法第二十一条第二項の登録、同法第二十九条の通告、同法第五章の審判、同法第四十九条若しくは第五十条の取上げ又は同条の還付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）による同法第三十五条第二項から第四項までの交付、同法第六項の命令又は同条第九項の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）による同法第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状の交付、同項第一号の核燃料取扱主任者試験の実施、同条第三項の命令、同法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状の交付、同項第一号の原子炉主任技術者試験の実施又は同条第三項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>百二十一 原子力規制委員会</p>	<p>（新設） 百十九〜百二十（略）</p>	<p>通省</p>	<p>十五号）による同法第二十九条の通告、同法第五章の審判、同法第四十九条若しくは第五十条の取上げ又は同条の還付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）による同法第三十五条第二項から第四項までの交付又は同条第九項の再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

百二十一の二～百二十三 (略)

別表第二一(第三十条の十、第三十条の四十四の三関係)

<p>提供を受ける通知都道府県又は附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p>	<p>事務</p>
<p>一 市町村長</p>	<p>一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第六十二条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む)の避難住民の誘導、同法第七十六条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む)の救援の補助、同法第九十四条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む)の安否情報の収集、同法第九十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む)の安否情報の回答又は同法第六十六条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む)の損害補償に関する事務であつて総務省令</p>

百二十一の二～百二十三 (略)

別表第二一(第三十条の十、第三十条の四十四の三関係)

<p>提供を受ける通知都道府県又は附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p>	<p>事務</p>
<p>(新設)</p>	

<p>一の五 災害救助法</p>	<p>一の三・一の四 (略)</p>	<p>一の二 指定都市の長</p>	
<p>災害救助法による同法第二条の二第一</p>	<p>(略)</p>	<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の救援の実施、同法第五十九条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の実費弁償又は同法第六十六条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の救援の実施に関する事務のうち、同法第七十六条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>一の三 災害救助法</p>	<p>一・一の二 (略)</p>	<p>(新設)</p>	
<p>災害救助法による同法第二条の二第一</p>	<p>(略)</p>		

<p>(昭和二十二年法律第百十八号) 第二条の二第一項に規定する救助実施市(別表第四の一の五の項において「救助実施市」という。)の長</p>	<p>項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>一の六 災害救助法第十一条に規定する災害発生市町村等(以下この項及び別表第四の一の六の項において「災害発生市町村等」という。)の長</p>	<p>災害救助法による同法第二条第一項若しくは第二項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第十三条第一項の規定により災害発生市町村等の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>一の七 一の十三(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二 三の二 (略)</p> <p>三の三 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条第一項の規定による認定を受けた市町</p>	<p>(略)</p> <p>構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用する教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)による同法第八条第一項若しくは第三項の記入、同法第十一条第一項から第三項までの取上げ、同条第四項</p>
<p>(昭和二十二年法律第百十八号) 第二条の二第一項に規定する救助実施市(別表第四の一の三の項において「救助実施市」という。)の長</p>	<p>項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>一の四 災害救助法第十一条に規定する災害発生市町村等(以下この項及び別表第四の一の四の項において「災害発生市町村等」という。)の長</p>	<p>災害救助法による同法第二条第一項若しくは第二項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第十三条第一項の規定により災害発生市町村等の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>一の五 一の十一(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二 三の二 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p>

<p>村の教育委員会</p>	<p>の通知、同法第十三条第一項の公告及び通知、同条第二項の記入又は同法第十五条の書換若しくは再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>四〇十一 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>別表第三(第三十条の十一、第三十条の四十四の四関係)</p> <p>提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関</p> <p>一 都道府県知事</p>	<p>事務</p> <p>一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む)の救援の実施、同法第九十四条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む)の安否情報の収集、同法第九十五条第一項(同法第八十三条において準用する場合を含む)の安否情報の回答、同法第五十九条第二項(同法第八十三条において準用する場合を含む)の実費弁償又は同法第六十条</p>
----------------	--	-----------------	------------	---	--

<p>四〇十一 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>別表第三(第三十条の十一、第三十条の四十四の四関係)</p> <p>提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関</p> <p>(新設)</p>	<p>事務</p>
-----------------	------------	---	-----------

<p>一の二の一の六 (略)</p> <p>二の五の三 (略)</p> <p>五の四 教育委員会</p>	<p>(略)</p>	<p>第一項若しくは第二項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第六十二条第一項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の避難住民の誘導に関する事務のうち、同法第十四条第一項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>教育職員免許法による同法第八条第一項若しくは第三項の記入、同法第十一条第一項から第三項までの取上げ、同条第四項の通知、同法第十三条第一項の公告及び通知、同条第二項の記入又は同法第十五条の書換若しくは再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	

<p>一の五の五 (略)</p> <p>二の五の三 (略)</p> <p>五の四 教育委員会</p>	<p>(略)</p>	
<p>教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による同法第八条第一項若しくは第三項の記入、同法第十一条第一項から第三項までの取上げ、同条第四項の通知、同法第十三条第一項の公告及び通知、同条第二項の記入又は同法第十五条の書換若しくは再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	

<p>五の五〇九の二（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>十 都道府県知事</p>	<p>計量法による同法第四十条第二項（同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の經由、同法第四十六条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第五十一条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第一百四十二条において準用する同法第六十二条第一項の届出、同法第二百二十二条第一項の計量士の登録又は同法第六十八条の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>十一〇十二（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>十三 都道府県知事</p>	<p>火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験の実施若しくは火薬類製造保安責任者免状若しくは火薬類取扱保安責任者免状の交付、同条第五項の命令又は同条第七項において準用する同法第十七条第七項の書換え若しくは同法第八項の再交付に関する事務（都道</p>

<p>五の五〇九の二（略）</p>	<p>もの （略）</p>	<p>十 都道府県知事</p>	<p>計量法による同法第四十条第二項（同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の經由、同法第四十六条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第五十一条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第一百四十二条において準用する同法第六十二条第一項の届出又は同法第六十八条の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>十一〇十二（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>十三 都道府県知事</p>	<p>火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験（都道府県知事が行うものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

別表第四（第三十条の十二、第三十条の四十四の五関係） 提供を受ける通知都道府県及び附票通知 都道府県以外の都道	事務	十三の二 都道府県知事	府県知事が行うものに限る。）であつて総務省令で定めるもの
		十四・十五 (略)	(略)
十六 都道府県知事	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付、同条第四項の命令、同条第五項の再交付若しくは書換え又は同法第三十八条の五第二項の液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	十六の二～二十九 (略)	(略)

別表第四（第三十条の十二、第三十条の四十四の五関係） 提供を受ける通知都道府県及び附票通知 都道府県以外の都道	事務	(新設)	(略)
		十四・十五 (略)	(略)
十六 都道府県知事	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付又は同条第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの	十六の二～二十九 (略)	(略)

<p>府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p>	<p>一 市町村長</p>
<p>府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p>	<p>一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第六十二条第一項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の避難住民の誘導、同法第七十六条第二項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の救援の補助、同法第九十四条第一項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の収集、同法第九十五条第一項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の救援の実施に関する事務のうち</p>
<p>府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p>	<p>（新設）</p>

	<p>一の二 指定都市の長</p>	<p>一の三、一の十四 (略)</p> <p>二・二の二 (略)</p> <p>二の三 構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会</p>	
<p>ち、同法第七十六条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の救援の実施、同法第百五十九条第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の実費弁償又は同法第百六十条第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用する教育職員免許法による同法第八条第一項若しくは第三項の記入、同法第十一条第一項から第三項までの取上げ、同条第四項の通知、同法第十三条第一項の公告</p>	
<p>(新設)</p>	<p>一の十二 (略)</p>	<p>二・二の二 (略)</p> <p>(新設)</p>	
		<p>(略)</p>	

三〇十 (略)	及び通知、同条第二項の記入又は同法第十五条の書換若しくは再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
---------	---

別表第五（第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係）

一 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第七十五条第一項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の救援の実施、同法第九十四条第二項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の収集、同法第九十五条第一項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の安否情報の回答、同法第五十九条第二項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の損害補償に関する事務であつて総務省令で定めるもの

一の二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による同法第六十二条第一項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の避難住民の誘導に関する事務のうち、同法第十四条第一項（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

一の三〇一の七 (略)

二〇五 (略)

六 旅券法による同法第三条第一項の申請、同法第九条第一項の

三〇十 (略)	(略)
---------	-----

別表第五（第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係）

(新設)

(新設)

一〇一の五 (略)

二〇五 (略)

六 旅券法による同法第三条第一項の発給、同法第九条第一項の

渡航先の追加又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の二〇十三の二 (略)

十四 計量法による同法第四十条第二項(同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の經由、同法第四十六条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第五十一条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第一百四十四条において準用する同法第六十二条第一項の届出、同法第二百二十二条第一項の計量士の登録又は同法第六十八条の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十五〇十六 (略)

十七 火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験の実施若しくは火薬類製造保安責任者免状若しくは火薬類取扱保安責任者免状の交付、同条第五項の命令又は同条第七項において準用する同法第十七条第七項の書換え若しくは同条第八項の再交付に関する事務(都道府県知事が行うものに限る。)であつて総務省令で定めるもの

十七の二 高圧ガス保安法による同法第二十九条第三項の製造保安責任者免状若しくは販売主任者免状の交付、同法第三十条の命令又は同法第三十一条第二項の製造保安責任者試験若しくは販売主任者試験の実施に関する事務(都道府県知事が行うものに限る。)であつて総務省令で定めるもの

十八・十九 (略)

渡航先の追加又は同法第十七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の二〇十三の二 (略)

十四 計量法による同法第四十条第二項(同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の經由、同法第四十六条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第五十一条第一項の届出、同条第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第一百四十四条において準用する同法第六十二条第一項の届出又は同法第六十八条の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十五〇十六 (略)

十七 火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験(都道府県知事が行うものに限る。)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(新設)

十八・十九 (略)

二十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
による同法第三十八条の四第一項の交付、同条第四項の命令、
同条第五項の再交付若しくは書換え又は同法第三十八条の第五
二項の液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務であつて総
務省令で定めるもの

二十の二～三十四 (略)

二十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
による同法第三十八条の四第一項の交付又は同条第五項の書換
えに関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十の二～三十四 (略)